

実施方針の変更について（平成18年 8月 7日更新）

実施方針について、下記の内容に変更いたします。

第2 民間事業者の募集および選定に関する事項

2 . 応募者の備えるべき参加資格要件

(2) 応募者の構成員および協力企業等の資格要件

建設企業等

カ . 共同企業体の結成にあたっては、次の a ~ c に掲げる要件をすべて満たしていること。

a . 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大である者で単独の企業であること。

b . 1 構成員当たりの出資比率は、構成員数が 2 者の場合は 30 % 以上、3 者以上の場合は 20 % 以上であること。

c . 共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるものであること。